

定期検査中の福島第二原子力発電所3号機における 運転上の制限の逸脱ならびに復帰について

平成19年5月28日
東京電力株式会社
福島第二原子力発電所

当社・福島第二原子力発電所3号機（沸騰水型、定格出力110万キロワット）は、平成19年3月9日より第14回定期検査を実施しておりますが、本日、制御棒の動作試験の準備作業を行っていたところ、1体の制御棒駆動機構^{*1}について、駆動水を供給する水圧ラインの、本来閉まっているべき2つの弁（挿入側元弁の101弁と引き抜き側元弁の102弁）が開いていたことを午前11時59分に確認いたしました。

このため、全ての制御棒は全挿入されていましたが、そのうち1本の制御棒が操作できる状態であったことから、その状態において要求される保安規定第27条で定める「運転上の制限^{*2}」を満足していないと午後3時5分判断いたしました。

その後、午後3時35分、保安規定で求められている措置を実施したことから、「運転上の制限」を逸脱している状態から復帰しております。

なお、当該制御棒は全挿入位置にあり、制御棒の動作はなく安全上の問題はありませんでした。

今後、原因について詳細な調査を行います。

なお、本事象による外部への放射能の影響はありません。

以 上

*1：制御棒駆動機構

制御棒を引き抜いたり挿入したりする設備で、1つの制御棒に対して1体ずつあり、全部で185体ある。

*2：保安規定第27条で定める「運転上の制限」

保安規定では原子炉の運転に関し、「運転上の制限」や「運転上の制限を満足しない場合に要求される措置」等が定められており、運転上の制限を満足しない場合には、要求される措置に基づき対応することになる。

保安規定第27条は、原子炉保護系については燃料交換の状態において以下のスクラム機能が健全であることを確認することとなっている。

- ・起動領域モニタ原子炉周期（ペリオド短）
- ・スクラム排出容器水位高

